

静岡県農業近代化資金取扱要領

第1 趣 旨

農業近代化資金の取扱いについては、静岡県農業近代化資金利子補給要綱（平成16年5月14日付け農金第1004号農業水産部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 借受資格者の要件

1 要綱第2条第1項第2号及び第3号の者の具体的取扱いは、次のとおりとする。

農業協同組合（以下「農協」という。）及び農業協同組合連合会に対する貸付けは、次に掲げる要件をすべて満たす者に限る。

- (1) 法令違反や不祥事がないこと。
- (2) 国及び県の行政検査並びに農業協同組合中央会監査で重大な指摘を受けていないこと。
- (3) 農協の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。
- (4) 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農協については、この限りでない。）
- (5) 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農協については、この限りでない。）
- (6) 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。
- (7) 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

2 要綱第2条第1項第13号の任意団体の具体的取扱いは、次の(1)に定める事項について(2)に定める基準に従った規約を有するものとする。

(1) 事項

- ア 団体の目的
- イ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ウ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- エ 会費又は近代化資金の融資対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法
- オ 代表者及び代表権の範囲

(2) 基準

- ア 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- イ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ウ 会費又は近代化資金の融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が公平を欠くものでないこと。
- エ 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- オ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

3 要綱第2条第2項第7号のア及び同項第8号の任意団体の具体的な取扱いは、次の(1)に定める事項について(2)に定める基準に従った規約を有するものであり、要綱第2条第2項第7号のアにあたっては、(3)の要件をすべて満たすものとする。

(1) 事項

- ア 団体の目的
- イ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ウ 代表者に関する事項
- エ 総会の議決事項及び議決方法
- オ 農用地の利用及び管理に関する事項
- カ 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関する事項

(2) 基準

- ア 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと。
- イ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ウ 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他、重要事項が議決事項とされていること。

エ 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと。

(3) 要件

ア 一元的に経理を行っていること。

イ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

ウ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

エ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

4 要綱第2条第1項第14号の知事が特に必要と認めた者とは、要綱第2条第1項第1号から第13号までに掲げる者に準ずる者及び山村地域に居住する者をいう。

第3 貸付対象事業の内容等

要綱別表第1の資金の種類欄に掲げる資金の具体的取扱いについては、次のとおりとする。

1 施設整備、設備整備資金

(1) 附帯施設の範囲

この資金の貸付対象となる附帯施設の範囲については、本体の施設が本来の機能を発揮するために必要欠くべからざるものとし、例えば、電気施設、用排水施設、上下水道、従業員宿舍、事務所（その使用目的がもっぱら融資対象施設の運営のための事務の処理にあたる場合）及び車庫等とする。

この場合の所要経費については、本体となる施設の費用の一定割合に限定することなく、当該施設にとって真に必要と認められるかぎりにおいて事業費に含めることができるものとする。

(2) その他

近代化資金の対象となる施設、たとえば農舎に住宅等の対象外施設を併設する場合においては、借入者の経営等の実情からそれが合理的かつ有効的であると認められるときは、対象施設たる部分に要する経費については、近代化資金にかかる事業費として取り扱うことができるものとする。

また、未利用資源活用施設、農業労働者確保施設及び観光農業施設の施設整備並びに設備整備について取り扱うことができるものとする。

(3) 運搬用機具

運搬用機具については、農畜産物、生産資材等の運搬用として農業上必要であり、かつ、過剰投資等のおそれがないと認められる場合に限り貸付対象とするものとする。

なお、運搬用車輛の取扱いは、借入申込者が自ら生産した農畜産物等を運搬するためのもので、特殊構造のものに限るものとする。

(4) 貸付方法等

ア 運搬用車輛を導入する場合は、基本要綱別紙1による農業経営改善関係資金（前向き制度資金）借入申込希望書兼経営改善資金計画書（以下「借入申込希望書等」という。）に様式第1号による運搬用農機具利用計画書を添付するものとする。

イ 小農機具類については、多数をセットで購入する場合等金額が第7の1の最低限度額を超える場合を除いては対象としないものとする。

2 果樹等植栽育成資金

(1) 植栽資金

植栽費の範囲は、果樹等その他永年性植物の定植、樹園地整備（地ごしらえ、石垣積、土波打、深耕、抜根等）及び樹苗養成に要する経費（苗木代、雇用労賃、肥料代等の直接的現金経費）とする。

(2) 育成資金

ア 育成費の範囲

育成費の範囲は、果樹等の育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

イ 貸付方法等

融資機関に対する借入申込みは、原則として全育成期間を通ずる所要経費の額とし、これに応じて利子補給承認及び貸付けを行うものとする。

3 家畜購入育成資金

(1) 購入資金

乳牛その他の家畜（特用家畜を含む。）の購入資金

(2) 育成資金

ア 育成費の範囲

育成費の範囲は、生産家畜の育成期間中の飼料代、衛生費、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

イ 貸付方法等

育成資金の貸付方法等については、2の(2)のイの果樹等植栽育成資金の育成資金の貸付方法等に準ずることとする。

4 小土地改良資金

(1) 貸付対象事業費の範囲

貸付対象となる事業費は、障害物除去、起土、整地、客土、床締め、土壌改良、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、用排水路（畑地かんがい用の固定施設を含む。）、開田、開畑、牧道、牧草播種、耕地防風林の造成等に要する経費とする。

なお、これらの事業のために必要な未墾地の購入費は、当該事業と関連するものは、事業費に含めることができるものとする。この場合、未墾地の購入費が当該事業費の大部分を占めるときは、この限りでない。

5 農村環境整備資金

この資金の貸付対象となる附帯施設の範囲の取扱いは、1の(1)と同様とする。

6 長期運転資金

この資金の貸付対象となる運転資金は、経営改善の達成のために必要な運転資金全般とする。

7 農林水産大臣特認資金

(1) 特定の農家住宅資金

ア 農業後継者の婚姻のために農家住宅を取得又は造成する場合の貸付対象者は、次のとおりとする。

(ア) 貸付対象となる農業後継者

婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあった自立経営を志向して現に農業に従事している農業後継者を原則とする。

ただし、当該後継者が満25歳以上の場合には、婚姻の相手方が定まっていなくても当該後継者を貸付対象者とすることができるものとする。

(イ) 貸付方法等

借入申込希望書等には、様式第2号による婚約証明書又は婚姻を証明する戸籍抄本を添付するものとする。
ただし、借入申込者が満25歳以上であって、婚姻の相手方が定まっていない場合には、この限りではない。

イ 要綱別表第1の資金の種類欄大臣特認資金の特定の農家住宅資金の資金の範囲欄(1)のエの知事が特に必要と認めた場合とは、次に掲げる要件に適合する場合に限るものとする。

(ア) 歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている農業地域における農業後継者の確保及び農業経営の改善に必要かつ欠くべからざるものであること。

(イ) 貸付対象者は、自立経営となるための総合的な経営改善計画を作成するものとし、当該計画について知事の承認を受けたものであること。

なお、計画の作成に当たっては経営改善計画は経営の現状及び自立経営となるための目標規模の達成計画を記載するものとし、当該計画の承認は経営計画の目標が知事が定めた諸指標におおむね準拠したものであり、その達成が確実であると見込まれる計画であるものに限るものとする。

ウ 要綱別表第1の資金の種類欄大臣特認資金の特定の農家住宅資金の資金の範囲欄(1)のオの知事が特に必要と認めた場合とは、次に掲げる要件に適合する場合に限るものとする。

(ア) 経営移譲に伴って経営の基盤を充実させる上で必要なものであること。

(イ) 新たな作目を基幹として経営の改善を図ることに伴って必要なものであること。

(ウ) 集落排水事業が行われ又は今後行われることが確実な地域において農業生産環境の改善が効率的に図ら

れるものであること。

8 県単特認資金（山村定住資金）

要綱別表第1の資金の種類欄県単特認資金の資金の範囲欄の知事が指定する県単特認資金とは、次に掲げる事業に要するもので、知事が別に定める貸付利率と利子補給率を満たすものをいう。

山村地域に居住する者の定住条件の改善を図るために要する次に掲げる資金である。

区 分	貸付金の範囲	貸付限度額	償還期限
1 産業振興資金	山村地域に居住する若者が自らの熱意と創意によって産業を振興しようとするための資金	500万円	15年 うち据置 7年以内
2 技術習得資金	山村地域に居住する若者が自らの意欲に基づいて技術又は経営方法を習得するための資金	国内の場合 50万円 国外の場合 100万円	
3 生活環境改善資金	山村地域における居住環境を若者にふさわしいものに改善するための資金	500万円	
ア 住環境改善資金	山村地域に居住する者の子弟が、下宿等によって高等学校へ通学するために必要な資金	高校生1人について 各年50万円	
イ 教育資金	山村地域に居住する者の経済的負担の軽減を図るための資金で知事が特に認めた資金	100万円	
ウ 特認資金			

(注) 一世帯の貸付限度額は、上記資金の通算残高において500万円の範囲内とする。

第4 特別政策資金の指定

要綱第2条第8項の知事が指定する特別政策資金とは、次の表に掲げるものをいう。

資金区分	事業名	事業内容
1 産地化推進資金	茶工場先進技術導入事業	高性能自動製茶機等の導入に要する資金
2 畜産環境整備資金	畜産環境整備資金	家畜ふん尿処理施設等の整備に要する資金
3 県単特認資金	要綱別表第1の資金の種類欄の資金	

第5 貸付対象等の限定

1 農業振興公益法人に対する貸付け

要綱第2条第1項第11号の農業振興一般社団法人等のうち、農業者、農協又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、要綱別表第1の資金の種類欄に掲げる資金の種類（県単特認資金を除く。）のうち、専ら農業者、農協又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又は財政支出面の制約等の事由により補助事業の対象から除外された事業等に必要なものに限るものとする。

2 知事が特に必要と認めた者に対する貸付け

要綱第2条第1項第14号の知事が特に必要と認めた者に対する貸付けは、要綱別表第1の資金の種類欄の県単特認資金に限るものとする。

3 施設等の更新に対する融資（認定農業者を除く。）

過去において、この資金で利子補給の対象としたものの更新については、共同又は耕作面積の拡張等により農業経営の合理化が行われる見込みのあるものとし、過去に利子補給の対象となった機種能力を上回るもの限り融資の対象とする。

4 市街化区域等に係る融資

市街化区域等における近代化資金の融資の対象事業は、現在行われている農業生産を当面維持するために必要な次の事業とする。

- (1) 広域的集出荷加工用施設等（主たる受益地が市街化区域外に確保されているものに限る。）の設置事業
- (2) 効用が短期な機械、施設等の導入又は設置事業
 なお、効用が短期なものとは、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（大蔵省令第15号）による。）が10年以内のものとする。
- (3) 家畜衛生、植物防疫、病虫害防除等の事業
- (4) 農村環境整備等の事業
- (5) (1)から(4)に掲げる事業に類する事業で、その他必要と認められる事業
 ただし、要綱別表第1の資金の種類欄の果樹等植栽育成資金及び小土地改良資金（ただし、現在行われている農業生産を当面維持するために必要なものは除く。）については、貸付対象としない。

第6 償還期限、据置期間等

1 償還期限及び据置期間

- (1) 償還期限及び据置期間は、要綱別表第3に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。
- (2) 県単特認資金を除く資金のうち2以上のものを同時に貸付ける場合の償還期限及び据置期間の加重平均の算出は、次による。

$$\frac{(A\text{資金額} \times \text{期間(期限)} + B\text{資金額} \times \text{期間(期限)})}{(A\text{資金額} + B\text{資金額})} = \text{期間(期限)}$$

2 償還金額の算定

各回の約定償還額は千円単位とし、償還額の端数は1回目の約定償還額に含めるものとする。

3 償還期日

別に定めるところによる。

第7 貸付限度額

1 最低限度額

1件又は1事業当りの貸付最低限度額は、次のとおりとする。

ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 農業者の場合は20万円、集団の場合は個々の貸付額が20万円とする。ただし、設備整備資金及び復旧等に係るものの資金については40万円未満（振興山村地域及び過疎地域については25万円未満）のものは原則として貸付の対象としないものとする。
- (2) 農協（貸付けを行う農協を除く。）、農事組合法人（農業を営むものを除く。）、土地改良区、土地改良区連合、たばこ耕作組合、農業振興公益法人、農業協同会社及び任意団体の場合は40万円。
- (3) 貸付けを行う農協、農業協同組合連合会、農業共済組合の場合は200万円
- (4) 融資額の単位は万円単位とし、端数を生じたときは切り捨てるものとする。

2 最高限度額の特例

- (1) 要綱別表第2の貸付限度額の項の個人施設等資金の欄の1に規定する知事が特に必要と認める場合の取扱いは、次によるものとする。

ア 勘案条件は、おおむね次に掲げる規模を備えているものとする。

経 営 部 門	経 営 規 模
酪農経営	常時飼養する頭数 55頭以上
肉用牛経営	常時飼養する頭数 140頭以上
養豚経営（肥育）	常時飼養する頭数 350頭以上
養豚経営（繁殖）	常時飼養する頭数 570頭以上
養豚経営（一貫）	常時飼養する頭数 1,300頭以上

養鶏経営（採卵）	常時飼養する羽数	成鶏 64,000羽以上
養鶏経営（採肉）	常時飼養する羽数	30,000羽以上
水稲経営（穀類）	経営する作付面積	10ヘクタール以上
野菜経営（露地）	経営する作付面積	1.3ヘクタール以上
果樹園経営	経営する作付面積	1.3ヘクタール以上
茶園経営	経営する作付面積	3ヘクタール以上
わさび経営	経営する作付面積	35アール以上
施設園芸経営（野菜）	経営する施設園芸の施設の実面積（ガラス室、プラスチックハウス等の施設の面積（附属地の面積を除く。））	17アール（メロン温室は7アール）以上
施設園芸経営（花き類）	経営する施設園芸の施設の実面積（ガラス室、プラスチックハウス等の施設の面積（附属地の面積を除く。））	10アール（洋ランは5アール）以上
農産物の加工、流通、販売等（6次化）	過去3カ年の農産物販売額が概ね平均1,000万円以上の農業者	

イ 借入希望者は、様式第3号による農業近代化資金貸付限度額特認申出書を借入申込希望書等に添付するものとする。

- (2) 農業を営む者等が行う農作業の受託事業及び稲作転換にかかる内水面養殖事業についても要綱別表第2の貸付限度額の項の個人施設等資金の欄の1に規定する知事が特に必要と認める勘案条件として取り扱うものとする。
- (3) 融資機関は、借入希望者が要綱別表第2の貸付限度額の項の第1種共同利用施設等資金及び第2種共同利用施設等資金の欄に規定する農林水産大臣の承認を要する場合（貸付金の合計が要綱第2条第1項第2号から第13号までに規定するものにあつては15億円を超える場合）の適用を希望する場合は、様式第4号による農業近代化資金融通法第2条第3項第1号の規定による承認申請書を知事を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

第8 融資率

- 1 要綱別表第2の融資率の項に規定する知事が特に必要と認めた場合とは、貸付対象事業が農業者等の経営の近代化に極めて緊要であり、かつ、自己資金が不足することのため関連施設のうち一部の施設を割愛し、又は、施設を適当規模よりも縮小することとなり、この結果関連施設全体の効率が著しく低下するおそれがある等の真にやむをえない場合に限るものとする。
- 2 融資機関は、借入希望者が1に規定する融資率超過を希望する場合は、様式第5号による農業近代化資金融資率超過申請書を利子補給承認申請書に添付して提出するものとする。

第9 近代化資金に係る債務保証

融資機関は、農業者等への融資を円滑にするため、農業者等が本制度を活用できるよう努めるものとする。

なお、債務保証に関する手続は、静岡県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の定めるところによるものとする。

第10 近代化資金の借入手続、利子補給承認手続等

1 借入手続

- (1) 要綱第2条第1項第1号に掲げる者が近代化資金を借入れる場合の借入申込手続については、基本要綱第3の規定によるものとする。
ただし、要綱別表第1の資金の種類欄の大臣特認資金の農村給排水施設資金及び特定の農家住宅資金を借り入れる場合については、次号の規定によるものとする。
- (2) 要綱第2条第1項第2号から第13号に掲げる者が近代化資金を借入れる場合の借入申込手続については、基本要綱第3の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 基本要綱参考様式5又は参考様式5を参考にして当該融資機関が定める様式による借入申込書（以下「借

入申込書」という。)の提出

借入希望者は、借入申込書正本、写し各1通及び基金協会の保証を受けようとする場合は基本要綱参考様式6又は参考様式6を参考にして基金協会が定める様式を融資機関に提出するものとする。

イ 借入申込書に添付するもの

生産調整措置のとられているものについては、生産調整委員会等の意見書を添付するものとする。

2 利子補給承認申請に先立つ手続

要綱第2条第8項に規定する特別政策資金の融資を受けようとする者は、借入申込希望書等の提出に先立ち別に定める特別政策資金としての承認を受けるものとする。

3 利子補給承認申請の手続

要綱第6条の規定による利子補給承認申請書の提出手続は、次によるものとする。

(1) 個人施設等資金及び第1種共同利用施設等資金を融資する場合

ア 融資機関は、借入希望者から提出された借入申込希望書等についての内容を当該融資機関が設置する農業近代化資金融資選定審査会(以下「融資選定審査会」という。)において審査し、貸付けを必要と認めるものについて利子補給承認申請書を作成し、当該申請に係るものの借入申込希望書等の写しを添付して、別に定める日までに借入希望者の住所地(法人等の場合は主たる事務所の所在地)を管轄する農林事務所に提出するものとする。

イ 融資機関は、借入希望者から提出された借入申込希望書等のうち、特別融資制度推進会議(特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官通知))において近代化資金の借入れに関する協議を了したものについては、アに規定する融資選定審査会の審査を要しないものとする。

(2) 第2種共同利用施設等資金を融資する場合

融資機関は、借入希望者から提出された借入申込書についての内容を当該融資機関が設置する融資選定審査会において審査し、貸付けを必要と認めるものについて利子補給承認申請書を作成し、当該申請に係るものの借入申込書の写しを添付して、別に定める日までに県農業ビジネス課長(以下「県主務課長」という。)に提出するものとする。

なお、当該申請に係る貸付対象事業地を管轄する市町長及び農林事務所に借入申込書の写し各1通を提出するものとする。

(3) 利子補給承認申請書作成要領等

利子補給承認申請書の作成、記入要領等は、農業近代化資金電算システム関係帳票作成要領による。

4 利子補給の承認

要綱第7条の規定による利子補給の承認手続は、次によるものとする。

(1) 個人施設等資金及び第1種共同利用施設等資金を融資する場合

農林事務所長は、必要に応じ、融資機関から提出のあった利子補給承認申請書及び借入申込希望書等の写し各1通を借入希望者の住所地(法人等の場合は主たる事務所の所在地)及び事業施行地の市町長に送付のうえ、様式第6号による市町長の意見を徴し、利子補給承認申請書を審査のうえ、利子補給の承認を行い、当該承認申請のあった融資機関に対して利子補給承認通知書を交付するとともに、その他必要と認める関係機関にその旨を通知するものとする。

(2) 第2種共同利用施設等資金を融資する場合

県主務課長は、必要に応じ、市町長等関係機関の意見を徴し、融資機関から提出のあった利子補給承認申請書を審査のうえ、利子補給の承認を行い、当該融資機関に対し利子補給承認通知書を交付すると共に、その他必要と認める関係機関にその旨を通知するものとする。

第11 利子補給承認後の処理

1 利子補給承認の変更

(1) 融資機関は、利子補給承認を受けた近代化資金について、災害その他やむを得ない事情により貸付条件(借受者名、償還期限及び据置期間の変更に限る。)を変更しようとするときは、すみやかに様式第7号による農業近代化資金利子補給変更承認申請書(以下「変更申請書」という。)を第10の3の利子補給承認申請の手続に準じて提出するものとする。

(2) 融資機関は、利子補給承認を受けた近代化資金について、次の変更をしようとするときは(1)に準じて処理するものとする。

ア 借受者の事業費が20パーセント以上増減するとき

イ 貸付対象事業のうち、対象作目及び施設等の主要機能の内容を変更するとき

(3) (1)及び(2)により提出のあった変更申請書の承認は第10の4の利子補給の承認に準じて行うものとする。

2 事業の着手期間

借入希望者は、原則として利子補給承認の日以降、借入申込希望書等に基づき、遅滞なく、貸付対象事業に着手しなければならない。

ただし、借入申込希望書等の提出後において、真にやむを得ない事由により利子補給承認前にその事業に着手しなければならない事態が発生し、当該借入希望者が、様式第8号による農業近代化資金利子補給承認前着工届を当該融資機関を経由して農林事務所長（県主務課長）に提出した場合はこの限りではない。

3 貸付実行

(1) 融資機関は、利子補給承認通知書に基づいて、借受者が当該資金を必要とするときすみやかに貸付けを行うものとする。なお、貸付けは、原則として借入申込希望書等に基づき、遅滞なく、完了するよう努めるものとする。

(2) 融資機関は、貸付けを行うときは、その貸付金を借受者名義の別段預貯金口座又は普通預貯金口座に振込むものとする。

(3) 融資機関は、借受者に対し、貸付対象事業の事業費の支払い状況を明確に記帳すると共に証拠書類を保存するよう指導するものとする。

4 貸付実行報告書の提出

要綱第9条の規定による貸付実行報告書の提出手続は、次によるものとする。

(1) 電子計算機により貸付事務の管理を行う融資機関にあっては、要綱様式第4号による報告書の提出は要しないものとし、電算処理システムにより処理するものとする。

(2) (1)以外の融資機関にあっては、貸付実行日の翌月10日までに要綱様式第4号による報告書を県主務課長に1通提出するものとする。

5 貸付未実行者

融資機関は、長期間貸付けの実行がなされていないものについては実態調査のうえ様式第9号による借入辞退届の提出等の指導又は様式第10号による農業近代化資金貸付実行猶予届の提出を行うものとする。

6 預貯金の払出し

(1) 融資機関は、借受者から預貯金に振込まれた貸付金について払出しの請求があったときに請求書等を確認のうえ払出すものとする。

(2) 融資機関は、普通預貯金口座を使用する場合は近代化資金であることを補助元帳（預貯金台帳）に明記するものとする。

7 事業完了の確認

融資機関は、近代化資金の貸付対象事業完了後、遅滞なく、当該資金の借受者から様式第11号による農業近代化資金事業完了届を提出させ、現地実査等により用途の確認を行い、領収書等関係書類の写しとともに融資機関において償還完了後1年を経過するまで保管しておくものとする。

8 約定償還報告書又は繰上償還報告書若しくは一部繰上償還報告書の提出

要綱第9条の規定による約定償還報告書又は繰上償還報告書若しくは一部繰上償還報告書の提出手続は第11の4に準じて行うものとする。

第12 利子補給金の交付手続等

要綱第8条の規定による利子補給金の交付申請手続等は、次によるものとする。

(1) 融資機関は、要綱様式第2号による農業近代化資金利子補給金交付申請書を農林事務所を経由して県主務課長に提出する。また、要綱様式第3号による請求書を県主務課長に提出する。

(2) 各書類の提出日は、次のとおりとする。

利子補給対象期間	利子補給金 交付申請書	請求書
上期（1月1日から6月 30日までの期間のもの）	7月10日	7月31日
下期（7月1日から12月 31日までの期間のもの）	1月14日	1月31日

第13 その他

1 他の制度資金との関係

同一融資対象物件について近代化資金（県単特認資金を除く。）と株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金等他の制度資金とあわせて貸し付けることは行わないものとする。

2 補助金との関係

(1) 融資機関は、国又は地方公共団体等の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業主体について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することができるものとする。この場合において、要綱第2条第4項の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

(2) 借受者は、近代化資金の借入れにより行った貸付対象事業について国又は地方公共団体等から補助金の交付を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、補助金相当額を償還期限にかかわらず繰上償還するものとする。

3 貸付けに関する手続のタイミング

(1) 借入希望者は、実際に資金を必要とする時期を見極め、計画的に借入申込手続を開始すること。

(2) 融資機関は、貸付実行にあたり、借入申込希望書等に記載された資金必要月日を再確認することにより、貸付金が借入者の手元に長期間滞留することがないように努めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成5年5月14日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

2 平成5年4月1日前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成5年7月27日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成5年6月4日から適用する。

2 平成5年6月4日前に貸し付けられた農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成5年12月10日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成5年10月15日から適用する。

2 平成5年10月15日前に貸し付けられた農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成6年2月18日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成5年12月27日から適用する。

2 平成5年12月27日前に貸し付けられた農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

2 この改正の際従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この要領は、平成6年9月16日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成6年6月29日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成7年5月12日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成7年5月1日から適用する。
- 2 平成7年5月1日前に貸し付けられた農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この改正の際従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当の様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成7年9月12日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成7年8月9日から適用する。
- 2 平成7年8月9日前に貸し付けられた農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成7年12月8日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成7年11月10日から適用する。
- 2 平成7年11月10日前に貸し付けられた農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成8年2月2日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成7年12月8日から適用する。
- 2 平成7年12月8日前に貸し付けられた農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成8年5月17日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成8年4月15日から適用する。
- 2 平成8年4月15日前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成8年7月12日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成8年5月10日から適用する。
- 2 平成8年5月10日前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成8年11月12日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成8年9月20日から適用する。
- 2 平成8年9月20日前に貸し付けられた農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成9年3月28日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成9年2月7日から適用する。
- 2 平成9年2月7日前に貸し付けられた農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成9年5月23日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成9年3月28日から適用する。
- 2 平成9年3月28日前に貸し付けられた農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成9年6月17日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 平成9年4月1日前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成9年7月18日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成9年4月23日から適用する。

- 2 平成9年4月23日前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成10年5月25日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 平成10年4月1日前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成11年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年8月31日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 平成12年4月1日前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成13年2月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年6月1日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成13年4月2日から適用する。
- 2 平成13年4月2日前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成13年11月16日から施行する。
- 2 この改正の際、従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この改正の際、従前の規定により取り扱ったものは、改正後の相当の規定により取り扱ったものとみなす。
- 3 平成14年4月1日前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成15年1月24日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成14年7月1日から適用する。
- 2 平成14年7月1日前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成15年6月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成15年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成16年5月14日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月26日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成18年6月13日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成18年6月23日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年6月26日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年10月20日から施行し、改正後の静岡県農業近代化資金取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年11月24日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年3月29日から施行する。
- 2 この改正の際従前の規定及び様式により作成した用紙は、当分の間、使用できるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和4年6月10日から施行する。
- 2 この改正の際従前の規定及び様式により作成した用紙は、当分の間、使用できるものとする。